

平成 29 年 天草市農業委員会第 10 回総会議事録

平成 29 年 10 月 25 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（9 名）

1 番	鶴 田 雄 士 君	2 番	君
3 番	山 本 隆 久 君	4 番	君
5 番	宮 崎 義 一 君	6 番	黒川紀世子 君
7 番	松 下 二 六 一 君	8 番	井 島 安 一 君
9 番	本 田 実 君	10 番	君
11 番	嶋 田 浩 二 君	12 番	富崎ますみ 君
13 番	君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（4 名）

2 番	稲 田 秀 敏 君	4 番	中村三千人 君
10 番	小 堀 田 幸 一 君	13 番	中 川 徹 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（7 名）

事務局長	山 並 正	局長補佐	藤 本 寿
参 事	小 松 通 利	主 任	寺 澤 大 介
主 査	田 中 剛 史	主 査	柿 塚 一
主 査	大 林 喜 光		

4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 54 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 56 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 57 号 非農地通知書交付申請について
日程第 7	報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山並正君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 29 年天草市農業委員会第 10 回総会を開催いたします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中に出席いただきありがとうございます。今月は、秋の長雨から台風 21 号の接近など我々自然を相手にしている人たちは大変だったろうと思います。さて、10 日にいちき串木野市に推進委員の各班長さんと一緒に研修に行っていました。あちらでは、推進委員さんを班長にした班を作り、いろいろな活動をされていました。天草市も班を作っています。我々ももっと進んだ活動を取り入れていけたらと考えております。それでは、本日もよろしくお願致します。

○事務局（山並正君） ありがとうございます。本日は、2 番、稲田委員、10 番、小堀田委員、13 番、中川委員から欠席の届が出ております。4 番、中村委員からはまだ連絡がありませんが、過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

---

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、3 番、山本委員、12 番、富崎委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 53 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の 1 ページをお開きください。1 番について説明します。熊本市の譲受人は、倉岳町の譲渡人より、杵宇土町の田 454 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所天草支所福連木出張所から東へ約 4km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には梅を栽培される計画です。譲受人は、申請地に隣接する農地を所有しており、毎週熊本市から亀場町の実家へ帰省し営農しているため、通作は可能と思われます。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 2番について説明します。深海町の譲受人は深海町の譲渡人より、深海町の畑52㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浅海小学校から北東へ約300m、青色で着色した県道本渡牛深線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 3番について説明します。栖本町の譲受人は、栖本町の譲渡人より、栖本町の田196㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本中学校から北へ約100m、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。倉岳町の譲受人は、倉岳町の譲渡人より、倉岳町の田2,169㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校倉岳校から南西へ約500m、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑1,365㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した浦和小学校から南東へ約3km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。有明町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、有明町の田2,624㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。

さい。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した大楠小学校から南東へ約 1km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 6 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 3、議第 54 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 資料②の 3 ページをお開きください。1 番について説明します。転用者は栖本町の個人で栖本町の畑 417 m<sup>2</sup>に住宅を建設する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本病院から北西へ約 100m、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、現在の家が手狭で老朽化したため、立地条件のいい申請地に個人住宅を建設する計画です。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。一部砂利等を敷いているため始末書が添付してあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 4、議第 55 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の4ページをお開きください。1番について説明します。

転用者は熊本市南区の個人で、浜崎町の畑399㎡を使用貸借により借り受け、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北小学校から北西へ約200m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、申請地は祖母所有であるが、高齢により農地としての管理ができないため、今後の管理を家族で検討した結果、周辺の状況や資金面でも見通しがついたため、共同住宅1棟及び駐車場8台分を建設・整備し経営する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2番について説明します。転用者は栄町の法人で、本渡町の畑1,578㎡を売買により取得し、宅地分譲する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校から西へ約500m、青色で着色した県道本渡苓北線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、申請地周辺は住宅用地としての需要がとて高く、十分な事業性が見込めるため宅地分譲地8区画及び通路として整備し販売する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に申請地の一部が資材置き場として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の畑550㎡を売買により取得し、住宅用地に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北へ約600m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、現在借家住まいですが、子供たちが大きくなり、現在の住居では手狭になったため、個人住宅1棟、駐車場2台分、物置を建設・整備し利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の5ページをお開きください。4番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、佐伊津町の畑628㎡を売買により取得し、店舗に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合から北西へ約400m、青色で着色した国道324線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、転用者は絵画制作を特技としており、絵画及び手作り額を展示販売することで、年金生活で家に閉じこもる生活から、外に出て生活費と生きがいを得るため店舗1棟、駐車場3台分、テラスを建設・整備し画廊を経営する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は既にコンクリートで固められているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。転用者は滋賀県大津市の個人で、志柿町の畑313㎡を使用貸借により借り入れ、住宅用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した瀬戸小学校から南東へ約600m、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、現在他県で生活しているが、妻の両親を介護するため、天草に個人住宅、3台分の駐車場、残地を庭とする計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。貸渡人が昭和57年頃倉庫を建築していたため、始末書が添付されています。許可後倉庫は解体するとのことです。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 6番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の畑281㎡を売買により取得し、住宅用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した瀬戸小学校から南へ約1km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで手狭なため、個人住宅、2台分の駐車場、残地を通路及び庭とする計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）



○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 7番について説明します。転用者は牛深町の個人で、牛深町の畑1,010㎡を売買により取得して個人住宅及び植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深市民病院から北へ約300m、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、親と別居し独立したいことと、申請地の近くで製材業を営んでおり管理もしやすいため、個人住宅を一棟、ヒノキ100本を植林する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に一部を宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第56号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第56号について説明します。資料②の6ページからご説明いたします。利用権の新規設定の計画が5件、再設定の計画が11件、合計16件で、総面積は38,817㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の12ページの審査資料の各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定16件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 57 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第 57 号について説明します。資料②の 13 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、佐伊津町 1 件、有明町 1 件、五和町 2 件、天草町 1 件、筆数は全体で 11 筆、面積は合計で 11,194 m<sup>2</sup>となっております。現地確認を実施し、14 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1) の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの。及び (2) のその土地を農地として復元しても継続して利用することが困難なもの。に該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 2 番から 4 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 5 番の申請地周辺の地図です。航空写真です。現地の写真になります。次が 6 番、7 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 8 番から 11 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。8 番から 11 番につきましては動画を準備しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○3 番（山本隆久君） 8 番から 11 番は、現時点では、木が植わっているわけでもないのに非農地としては見られないのではないのでしょうか。ゆくゆくはそうなると思いますが、現時点では難しいと思います。

○9 番（本田実君） 9 番本田です。今から、こういった田が天草でも増えてくると思います。なので、ここで十分に検討をしていただきたい。私の地区でも相談に来られますが、水田の場合は、はっきりと答えられない。天草市としての判断基準をもっとはっきりとさせた方がいいのではないかと思います。ここが非農地で通ると他の地区でもどんどん出てくると思います。

○事務局（小松通利君） すみません。資料②の 14 ページの 2 番、農地に該当するか否かの判断基準の (1) は山林としてのものですが、(2) の判断基準は、(1) 以外の場合であっても書いてあります。ということは、山林以外であっても対象地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるもの、という判断基準がありますので、それをふまえて検討していただけたらと思います。

○議長（鶴田雄士君） 先ほどの動画を見ていただいておりますが、木が生えている所とセイタカアワダチソウが生えている所があります。セイタカアワダチソウの所を原野としたならば、その周囲まで原野として申請が増えてくると思います。あそこが原野で認められたのならここも原野になるはずといったふうに。なので、木が生えている所を非農地として認めて、セイタカアワダチソウだけの所は非農地として認めない、としてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

○9番（本田実君） 今からこういった場所が増えてくると思います。ここは慎重に判断をした方がいいと思います。

○5番（宮崎義一君） 本田委員が言われるように、ここは慎重にした方がいいと思います。どこか現地を皆さんと一緒に確認して基準を決めるとか。

○9番（本田実君） この現地でいいのでは。ここは保留という形にして、皆さんで見に行っただけで判断するという事でどうでしょうか。

○事務局（小松通利君） 次回の総会が11月24日になりますので、総会の前に現地を確認するという事でよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） いいと思います。皆さんから他にご意見がないようでしたら8番から11番を保留にして、残りを議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、8番から11番を外して、残りを山林として認定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の15ページに記載しております。農地利用・形状変更届については、ございませんでした。第4条の許可不要転用届につきましては、五和町1件、農業用倉庫を建設するというものでした。第5条の許可不要転用届につきましては、ございませんでした。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成29年天草市農業委員会第10回総会を閉会致します。

午後3時10分

閉会

---

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 山本隆久

署名委員 富崎ますみ